

尼崎市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務処理要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づき法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「性能確保計画」という。）の同項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、法第35条第1項（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「性能向上計画」という。）の認定（以下「性能向上計画認定」という。）、法第41条第2項の規定により市長が行う建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）及び、それらに係る計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第3条（省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下「適判軽微変更」という。）又は省令第26条に規定する軽微な変更（以下「認定軽微変更」という。）に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付を、省令第11条又は第29条の規定により求める申請（以下「軽微変更該当証明申請」という。）、法第19条第1項、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項、法第20条第2項、法附則第3条第2項、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項又は同条第8項の規定に基づく建築物の建築に関する届出又は通知（以下「建築の届出等」という。）、その他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 適合性判定、性能向上計画認定及び基準適合認定の申請等をしようとする者は、当該申請等に先立ち、市長に事前相談をすることができる。

(事前審査)

第3条 性能向上計画認定又は基準適合認定を受けようとする者は、当該認定の申請を行う前に、当該計画が法第35条第1項第1号に定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合していること又は当該建築物が備えるべきエネルギー消費性能が法第2条第1項第3号に定める基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることについて、次の各号に掲げる機関（以下「登録性能判定機関等」という。）による技術的な審査（以下「事前審査」という。）を受けることができる。

- (1) 性能向上計画認定の申請又は基準適合認定の申請に係る建築物が、住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。以下「住宅」という。）又は複合建築物であつて、当

該住宅又は複合建築物の住宅部分の誘導基準又は建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認める旨の書類その他の市長が定める書類を作成する場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）

第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) 性能向上計画認定又は基準適合認定の申請に係る建築物が、非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「非住宅建築物」という。）又は複合建築物であって、当該非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の誘導基準又は建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認める旨の書類その他の市長が定める書類を作成する場合 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(3) 性能向上計画認定又は基準適合認定の申請に係る建築物が、複合建築物であって、当該複合建築物の住宅部分及び非住宅部分の性能誘導基準又は性能基準に適合すると認める旨の書類その他の市長が定める書類を作成する場合 前各号に掲げる機関

（所管行政庁が必要と認める図書）

第4条 省令第1条第1項（省令第7条第1項の規定により準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

(1) 申請添付図書一覧表（様式1）

(2) 判定申請手数料算定表（様式2）

(3) 法第12条第2項又は法第13条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの

ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）

イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表

(4) 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあつては、当該性能向上計画認定の通知書の写し及び申請書の写し

(5) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第3条又は第4条の適用がある場合にあつては、当該建築物が基準省令施行の際（平成28年4月1日。以下同じ。）に現に存することを確認できる書類の写し

(6) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であつて、次に掲げる増築前又は改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたBEI（基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値を同号イに規定する基準一次エネルギー消費量からその他一次エネルギー消費量を除いた数値で除した値。この項及び次項において同じ。）を増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合にあつては、当該図書及び増築前又は改築前の建築物が同

日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

ア 性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定を受けた適合性判定の申請に係る副本及び当該判定の通知書又はそれらの写し

イ 所管行政庁の受理印の押印のある建築の届出等の届出又は通知に係る副本又はその写し

ウ 法第35条第1項又は法第36条第2項の規定に基づく性能向上計画の認定を受けた建築物の性能向上計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

エ 法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を受けた建築物の基準適合認定の申請に係る副本及び認定通知書又はそれらの写し

オ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項又は第55条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた低炭素建築物新築等計画認定の申請に係る副本及び認定通知書若しくは変更認定通知書又はそれらの写し

カ B E L S（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）に基づく評価書及び当該評価に係る申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し

(7) 平成28年4月1日以降に新築された建築物の増築又は改築をする場合であって、増築後又は改築後の建築物における増築前又は改築前に存する部分の非住宅部分のB E Iを1.1に設定する場合にあっては、増築前又は改築前の建築物が同日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し

(8) その他市長が必要と認める図書

2 省令第12条第1項（省令第14条第1項の規定により準用する場合並びに省令附則第2条第1項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。ただし、法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項の規定による届出、法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項の規定による届出及び省令第14条第3項の規定を適用する場合の法第20条第2項の規定による通知（第1号において「準ずる書面を提出する届出等」という。）に添える図書にあっては、次の第2号から第6号までにおいて、この限りでない。

(1) 届出添付図書一覧表（様式3）（準ずる書面を提出する届出等にあっては、様式3の2）

(2) 住宅であって、登録性能判定等機関が作成した、住宅部分の一部（基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号による場合にあっては、基準一次エネルギー消

費量についての共用部分を除く。以下同じ。)が外皮基準(基準省令第1条第1項第2号イに規定する基準をいう。以下同じ。)及び基準一次エネルギー消費量基準(同項第2号ロ(非住宅部分に係るものにあつては、第1号)に規定する基準をいう。以下同じ。)に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面

- (3) 非住宅であつて、登録性能判定等機関が作成した、非住宅部分の全部が基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
 - (4) 複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該建築物の一部である住宅部分の全部又は一部が外皮基準及び基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
 - (5) 住宅又は複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該住宅の一部若しくは全部又は当該複合建築物の一部である住宅部分の全部若しくは一部が外皮基準又は基準一次エネルギー消費量基準のいずれかに適合する旨の評価の結果を記載した書面を添える場合の当該書面
 - (6) 複合建築物であつて、登録性能判定等機関が作成した、当該建築物の一部である非住宅部分の全部が基準一次エネルギー消費量基準に適合する旨の評価を記載した書面を添える場合の当該書面
 - (7) 基準省令附則第3条又は第4条の適用がある場合にあつては、基準省令施行の際に現に存することを確認できる書類の写し
 - (8) 法附則第3条の適用がある場合にあつては、法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際(平成29年4月1日。)に現に存することを確認できる書類の写し
 - (9) その他市長が必要と認める図書
- 3 省令第23条第1項又は省令第24条の3第2項第1号に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。
- (1) 登録性能判定機関等による事前審査を受けた場合にあつては、当該登録性能判定機関等により作成された誘導基準又は建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認める旨の書類若しくは尼崎市手数料条例等施行規則(平成12年尼崎市規則第21号)第2条に定める書面(以下「適合証等」という。)
 - (2) 添付図書一覧表(様式4)
 - (3) 認定申請手数料算定表(様式5)
 - (4) 法第35条第2項(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による申出に係る建築物の計画が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下同じ。)第18条第4項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの建築主事の審査を要するものである場合(同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。)にあつては、同法第18条の2第1項の規定により兵庫県知事から委任された指定構造計算適合性判定機関が当該計画について特定構造計算基準又は

特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定した旨が記載された通知書又はその写し

- (5) 法第36条第1項の規定に基づく変更の性能向上計画認定の申請の場合にあつては、次に掲げるもの
 - ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）
 - イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表
- (6) 基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合にあつては、基準省令施行の際に現に存することを確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める図書

4 省令第30条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 添付図書一覧表（様式4）
- (2) 申請手数料算定表（様式5）
- (3) 適合証等が添えられない場合にあつては、申請書の副本に省令第30条に規定する図書を添えたものの写し
- (4) 法第41条第1項の規定による基準適合認定に係る申請（以下「基準適合認定申請」という。）と申請対象建築物の現況適合を確認した旨の書類（様式6）

（床面積算定方法）

第4条の2 手数料条例第2条第4項による市長が定める算定方法は次に掲げるものとし、床面積の算定を行うものとする。

- (1) 基準省令第4条第3項第1号及び第5条第3項第1号による場合においては住宅部分の床面積とする。
- (2) 基準省令第4条第3項第2号及び第5条第3項第2号による場合においては住宅部分から共用部分（政令第3条第3号による居住者の共用に供するものをいう。）を除いた床面積とする。

2 変更部分の床面積の合計の算定方法は、変更部分の床面積の算定方法（別紙）によることとする。

（所管行政庁が不要と認める図書）

第5条 省令第12条第4項（省令第14条第1項の規定により準用する場合及び省令第13条の2第6項の規定により適用する場合を含む。）に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、第4条第2項第2号から第6号までに掲げる場合の省令第12条第1項の表の（い）項の仕様書（仕上げ表を含む。）、各部詳細図及び各種計算書並びに（ろ）項に掲げる図書（住宅部分については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）のうち、前条第2項第2号から第6号までに掲げる当該評価に係る図書とする。

2 省令第23条第3項又は第30条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は次に掲げる図書とする。

(1) 適合証等を添えたものにあつては、省令第23条第1項の表の(い)項の仕様書(仕上げ表を含む。)、各部詳細図及び各種計算書並びに(ろ)項に掲げる図書(住宅部分については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書。知事の適合性判定を受けなければならない場合の法第29条第3項に規定する他の建築物に係るものを除く。)

(2) その他市長が不要と認める図書

(申請の時期)

第6条 法第34条第1項の規定による性能向上計画の認定申請(法第34条第3項の規定を適用しようとするものを除く。)又は法第36条第1項の規定による性能向上計画の変更の認定申請(以下これらを「性能向上計画等認定申請」という。)は、当該計画に係る建築物の新築等の着工前に行わなければならない。

2 基準適合認定申請は、当該申請に係る建築物の新築等の完了後に行わなければならない。ただし、新築等を伴わず現況を申請する場合は、この限りでない。

(申請に係る図書の提出)

第7条 適合性判定の申請をしようとする者は、申請書の正本1通及び副本1通を、省令第1条又は第2条に定める図書及び第4条第1項に定める図書とともに市長に提出しなければならない。

2 前条の性能向上計画等認定申請又は基準適合認定申請をしようとする者は、申請書の正本1通及び副本1通(適合証等が添付されていない申請にあつては副本2通)を、省令第23条第1項(法第36条第2項において準用する場合にあつては省令第27条)又は省令第30条に定める図書とともに市長に提出しなければならない。

3 法第35条第2項(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法第6条第1項(同法第87条の2及び同法第88条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する確認の申請書(正本1通及び副本2通)を併せて市長に提出しなければならない。

4 基準適合認定申請の場合においては、建築物のエネルギー消費性能基準適合に係る認定申請と申請対象建築物の現況適合を確認した旨の書類(様式6)を提出することにより、省令第30条に規定する説明書とすることができる。

5 省令第11条に基づく軽微変更該当証明申請をしようとする者は、申請書(様式7)の正本1通及び副本1通を、省令第2条第1項に規定する図書(別記様式第二による計画書を除く)、第4条第1項に定める図書及び計画の変更に係る部分の床面積算定根拠とともに市長に提出しなければならない。

6 省令第29条に基づく軽微変更該当証明申請をしようとする者は、申請書(様式8)

の正本1通及び副本1通（適合証等が添付されていない申請にあつては副本2通）を、省令第23条第1項に規定する図書（別記様式第三十五による申請書を除く）、第4条第3項に定める図書及び計画の変更に係る部分の床面積算定根拠とともに市長に提出しなければならない。

（磁気ディスクによる手続）

第8条 省令第81条の規定に基づき、所管行政庁が磁気ディスクによる提出を認める書類は、省令別記様式第22若しくは第23による届出書又は第24若しくは第25による通知書の添付図書のうち、第4条第2項第2号、同項第7号、同項第8号及び省令第12条第1項に掲げる図書とする。

2 省令第81条の規定に基づき、所管行政庁が定める方法は、コンパクトディスクのうち、書き換え不能かつ表面が印刷可能なもので、市所管部署所有の電子計算機で読み込めるものに記録する方法とする。

3 磁気ディスクによる手続きを行う場合、以下の事項を遵守すること。

(1) 磁気ディスク表面に、届出年度、建築物名称、申請者名を印字する。

(2) 記録ファイルの形式はPDF形式とし、1ファイルのサイズはおおむね10メガバイト以内とする。

(3) 記録ファイルの名称は、通し番号を文頭につけた後に個別名称を簡潔に記載する。

（登録性能判定機関等への審査依頼）

第9条 市長は、適合性判定申請若しくは軽微変更該当証明申請がなされた場合又は認定申請において適合証等が添付されていない場合にあつては、当該適合性判定申請、軽微変更該当証明申請、性能向上計画等認定申請又は基準適合認定申請に係る審査を登録性能判定機関等に依頼することができるものとする。

（性能向上計画の通知）

第10条 市長は、法第35条第3項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、性能向上計画の通知を行う場合は、通知書（様式9）に確認の申請書を添えて行うものとする。

2 建築主事は、法第35条第4項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めるときは、市長に対して確認済証（様式10）を交付するものとする。

3 建築主事は、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、市長に対して通知書（様式11）を交付するものとする。

4 建築主事は、法第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、市長に対して通知書（様式12）を交付するものとする。

(申請書の追加説明等)

第11条 市長は、省令及び本要領等に基づき提出される図書によって、適合性判定申請又は基準適合認定申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかを判断できない場合、性能向上計画等認定申請に係る建築物が法第30条第1項に規定する認定基準（以下「誘導基準等」という。）に適合しているかどうかを判断できない場合又は、軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が、認定軽微変更若しくは適判軽微変更に該当するかどうかを判断することができない場合にあつては、申請者に追加の説明等を求めることができるものとする。

2 市長は、適合証等が添付された性能向上計画等認定申請及び基準適合認定申請の内容に疑義がある場合は、登録性能判定機関等に説明等を求めることができるものとする。

3 市長が法第35条第3項の規定により建築主事に性能向上計画を通知した場合は、建築主事が直接申請者に追加の説明等を求めることができるものとする。

4 第9条の規定により、市長が登録性能判定機関等に審査を依頼した場合には、第1項中「市長は」とあるのは「登録性能判定機関は」と読み替えるものとする。

(標準処理期間)

第12条 性能向上計画等認定申請、基準適合認定申請及び軽微変更該当証明申請の審査に係る標準的な処理期間は、次の各号に掲げる期間とする。

ただし、前条の規定により追加の説明等を求めてから回答があるまでの日数は、当該処理期間に含まないものとする。

(1) 性能向上計画等認定申請及び基準適合認定申請については次のとおりとする。

ア 一戸建ての住宅に関する計画にあつては、申請書を受理した日から21日以内、それ以外の計画にあつては、申請書を受理した日から28日以内の期間

イ 申請書に適合証等を添付している場合においては、アの期間から14日を減じた期間

ウ 法第35条第2項の規定による申出があつた場合においては、ア及びイの期間に、建築基準法第6条第1項第4号に掲げるものにおいては7日、それ以外においては35日を加えた期間

エ 認定書を交付できない合理的な理由がある場合は、ア、イ及びウの期間に28日を加えた期間

(2) 省令第29条に係る軽微変更該当証明申請については、前号ア、イ及びエの規定を準用する。この場合、同号エ中「認定書」とあるのは「証明書」と読み替えるものとする。

(3) 省令第11条に係る軽微変更該当証明申請については、申請書を受理した日から14日以内の期間とし、証明書を交付できない合理的な理由がある場合は、それに28日を加えた期間とする。

2 市長は、前項第1号エ又は第3号に係る延長を行う場合は、その旨及び延長する期間

並びに期間を延長する理由を記載した通知書（様式13）により、その旨を申請者に通知できるものとする。

（申請書等の補正又は追加説明書を求める通知）

第13条 市長は、軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が、認定軽微変更又は適判軽微変更に該当するかどうかを決定するために審査する図書に不備があると認め、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求めるときは、その旨及び追加説明書の提出等までの期限を記載した通知書（様式14）により、その旨を申請者に通知できるものとする。

2 前項に係る申請書等の補正又は追加説明書の提出までの期限は、通知日より概ね14日間とする。

（証明できない旨の通知）

第14条 市長は、前条の通知を行った上で同通知に定める期限までに申請書等の補正又は追加説明書の提出が行われない場合であって、当該軽微変更該当証明申請が省令第11条に基づく場合、当該申請に係る計画の変更が、適判軽微変更に該当するかどうかを決定することができない旨を、その旨を記載した通知書（様式15、16）により申請者に通知できるものとする。

2 市長は、前条の通知を行った上で同通知に定める期限までに申請書等の補正又は追加説明書の提出が行われない場合であって、当該軽微変更該当証明申請が省令第29条に基づく場合、当該申請に係る計画の変更が認定軽微変更に該当するかどうかを決定することができない旨を、その旨を記載した通知書（様式17）により申請者に通知できるものとする。

（軽微変更該当証明の交付）

第15条 市長は、省令第11条に基づく軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が、適判軽微変更に該当すると認めた場合にあつては、軽微変更該当証明書（様式18）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、省令第29条に基づく軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が、認定軽微変更に該当すると認めた場合にあつては、軽微変更該当証明書（様式19）を申請者に交付するものとする。

（認定または証明しない旨の通知）

第16条 市長は、認定の申請に係る性能向上計画が誘導基準等に適合しない場合（第10条第3項の規定による通知書の交付があつた場合を含む。）又は基準適合認定申請に係る建築物がエネルギー消費性能基準に適合しない場合にあつては、認定しない旨の通知書（様式20）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、省令第11条に基づく軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が適判軽微変更に該当しないと認めた場合にあつては、その旨を、該当しない旨の通知書（様式21、22）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、省令第29条に基づく軽微変更該当証明申請に係る計画の変更が認定軽微変

更に該当しないと認めた場合にあっては、その旨を、該当しない旨の通知書（様式23）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第17条 申請者は、適合性判定通知書の交付、軽微変更該当証明書の交付又は認定を受ける前にそれらの申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨の申出書（様式24）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（新築等の取りやめ）

第18条 適合判定通知書の交付を受けた建築主は、当該判定に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式25）の正本及び副本各1通を、当該適合判定通知書並びに当該判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画書の副本及びその添付図書とともに市長に提出しなければならない。

2 法第36条第1項に規定する認定建築主（性能向上計画の認定を受けた後、所有者の変更が行われた場合は、変更後の所有者をいう。以下「認定建築主等」という。）は、認定を受けた性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書（様式25）の正本及び副本各1通を、認定通知書並びに認定申請書の副本及びその添付図書（以下「認定通知書等」という。）とともに市長に提出しなければならない。

（軽微な変更届）

第19条 認定建築主等は、認定を受けた性能向上計画について省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式26）の正本及び副本各1通に、それぞれ当該変更内容を示す図書を添えて、認定通知書等とともに市長に届け出なければならない。ただし、省令第29条の規定に基づく軽微変更該当証明申請を行う場合を除く。

（報告の徴収）

第20条 法第2条第1項第4号に規定する建築主等（以下「建築主等」という。）は、法第17条第1項の規定により知事から報告を求められた場合は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書（様式27）を、市長に提出しなければならない。

2 建築主等は、法第21条第1項の規定により知事から報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書（様式28）を、市長に提出しなければならない。

3 認定建築主等は、認定を受けた性能向上計画に係る建築物の新築等が完了したときは、工事完了報告書（様式29）の正本及び副本各1通を、それぞれ建築士による工事監理報告書又はこれに替わる図書とともに市長に提出しなければならない。

4 認定建築主等は、前項により難しい場合は、工事完了報告書（様式30）の正本及び副本各1通を、それぞれ工事施工者による建築工事等の施工状況に関する報告書とともに

市長に提出しなければならない。

- 5 認定建築主等の氏名若しくは住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名）並びに基準適合認定建築物の所有者に変更があったときは、認定建築主等（認定建築主等に変更があったときは、変更後の建築主）又は変更後の基準適合認定建築物の所有者は、直ちに、建築主等変更届（様式31）の正本及び副本各1通を認定通知書等とともに市長に提出しなければならない。
- 6 認定建築主等は、法第37条により市長から報告を求められた場合は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の状況報告書（様式32）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。
- 7 基準適合認定建築物の所有者は、法第43条により市長から報告を求められた場合は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に係る報告書（様式33）を、市長に提出しなければならない。

（調査の協力）

第21条 市長は、申請者及び建築主等に認定及び判定等に係る調査等について、協力を要請することができる。

（指示・命令等）

第22条 市長は、法第14条第1項の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、基準適合命令書（様式34）により建築主等に通知するものとする。

2 市長は、法第16条第1項、法第19条第2項、法附則第3条第3項の規定に基づき、計画の変更等の必要な措置をとるべきことを指示するときは、指示書（様式35）により建築主等に通知するものとする。

3 市長は、法第16条第2項、法第19条第3項、法附則第3条第4項の規定に基づき、計画の変更等の必要な措置をとるべきことを命ずるときは、措置命令書（様式36）により建築主等に通知するものとする。

4 市長は、法第38条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式37）により認定建築主等に通知するものとする。

（認定の取消し）

第23条 市長は、法第39条の規定により性能向上計画の認定を取り消すとき又は法第42条の規定により基準適合認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式38）により認定建築主等又は基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

（判定等の証明）

第24条 建築主等は、認定及び判定の証明を求める場合は、証明願（様式39、様式40又は様式41）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、建築主等に証明するものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、認定及び判定等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年3月31日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。